

2018年11月13日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地



取締役頭取 土井伸宏

## 中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2018年11月12日開催の当行取締役会決議により、第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の中間配当金のお支払いについて、下記のとおりとなりますので、ご通知申しあげます。

敬具

### 記

当行定款第41条の規定にもとづき、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 中間配当金          | 1株につき30円   |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2018年12月3日 |

以上

---

### 中間配当金のお支払いについて

- 「中間配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」（口座振込ご指定のない方には「中間配当金領収証」）は、きたる11月30日にお届出住所あてご送付申しあげます。
- 口座振込ご指定の方には12月3日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。